

2013年4月16日

小売業への外資解禁

執筆：ZEUS 法律事務所パートナー ビベック・コーリー弁護士

監修：榎インド総合研究所代表 榎 泰邦

既に旧聞に属するが、2012年9月にマンモハン政権が発表した「ビッグバン」経済改革の目玉が、マルチ・ブランド小売業への51%までの外資解禁であった。経済自由化で最後まで手付かずの課題の一つが、この小売業への外資解禁問題であった。ことは2010年5月に商工省が外資解禁案を作成した時に遡るので、2年越し案件である。

小売業分野でも、単一ブランド小売りにについては自由化が先行し、インド政府は、昨年1月には、それまでの51%を上限とする外資出資規制を撤廃し、100%出資を認める政策を打ち出した。ナイキ、ルイ・ヴィトンなどが既にインド市場に店舗を展開しているが、新たに51%超の出資を前提にスウェーデンの家具メーカー・IKEAがインド進出を決め、19億ドルを投資してインド国内に25店舗を展開する計画を発表した。もっとも、下記の国内調達30%条件がネックとなってインド政府の承認が遅れており、報道によれば、国内調達30%を「努力目標」とする妥協案を中心に調整が続けられている模様である。

マルチ・ブランド小売業となると、政治的ハードルが高くなる。ウォルマート等の大型スーパーマーケットや我が国のコンビニチェーンあるいはデパートの進出が解禁となることを意味する。インドの小売店舗数は1,200万と言われ、「キラナ」と称される小規模店が売上の95%を占めている。米トイザラスの日本市場進出を巡る1990年代の騒ぎを引くまでもなく、小売業自由化はどの国でも政治的鬼門である。インドにおいては、野党BJPの反対は計算済みであったが、与党連立UPAの一角を占める草の根会議派(AITC)までもが反対に回り、2012年9月には連立離脱に踏み切った。従って、冒頭の政府決定だけでは、国内騒動は収まらず、国会での政治決着に持ち込まれた(本来は国会の承認を必要としない)。結局、与党UPAは、BSPの閣外協力を得て、下院での勝利に続き、2012年12月7日に上院でも、野党提出の反対決議を否決することに成功した。

これで晴れて道が開かれたわけであるが、一気に外資進出が奔流の如く進むかということ、ことは簡単ではない。政治的妥協から、外資解禁策の実施の有無、実施するとしてもその具体的対応振りを州政府に委ねたためである。当然のことながら解禁に反対した政党が与党である州は、外資進出を認めないので、現在、外資進出を認める州は与党UPAが政権を握る次の9州(アンドラプラデシュ州、アッサム州、デリー準州、ハリヤナ州、ジャム・カシミール州、マハラシュートラ州、マニプール州、ラジャスタン州、ウッタラカンド州)のみである(その他、連邦直轄領Daman&DiuおよびDadar&Nagar Haveliが参加組であるが、人口はそれぞれ24万と34万であり、市場としては当面無視しうる)。大都市で言えば、バンガロール、アハメダバード、チェンナイ、コルカタ、スラートなどの人口400万超都市

を含め、上位 20 都市のうち過半数の 11 都市が対象外となる。外資解禁州についても、店舗の設置場所などについては種々の規制を加えてくるものと想定される。加えて、下記の通り、外資進出には、最低投資額は 1 億ドル、小売店舗設置は人口 100 万超の大都市のみ、投資額の最低 30%を後方インフラに充当、調達額の 30%をインド小企業から、等々の厳しい条件が付けられている。外資解禁策発表後、インド進出に向けて様々な動きが水面下で行っている模様であるが、事前に予想されたほど派手な動きが顕在化していないのは、外資側としても条件クリアの困難さを慎重に見極めていたためと考えられる。

この小売り分野での外資規制解禁については、種々の報道はあるが、正確に条件を含め解禁策の内容を紹介した記事は少ない。以下、ZEUS 法律事務所ビベック・コーリ氏の報告の該当部分をご紹介します。なお、商業分野外資政策には、単一ブランド小売り、マルチ・ブランド小売りの他に、卸売り業分野（Cash& Carry Wholesale を含む）がある。米ウォルマートが、既に「Cash and Carry 卸売り」（現金決済、持ち帰り卸売り）分野に進出し、Bharti との合弁（50:50）により、2009 年 5 月のアムリツァー 1 号店開店以来、20 店舗近くを展開しているが、この形態については、煩雑になるのでここでは割愛する。

（小売り分野外資政策）

I. 単一ブランド小売り

以下の条件の下、100%外資が可能。なお、政策には「単一ブランド小売り」の定義はないが、「単一ブランド保有商品の小売りに関する活動」と整理しうる。

1. 財務省・外国投資促進委員会（FIPB）からの事前承認書
2. 以下の条件に適合していること
 - 1)販売対象商品が単一ブランドのみ
 - 2)対象商品が、インド以外の 1 ないし 2 以上の国で、同じブランドで販売されている
 - 3)対象商品の製造過程でブランドが付されること
 - 4)唯一の非居住・申請者のみが、単一ブランド小売りを許可される。申請者がブランド所有者でない場合は、申請者はブランド所有者から法的に有効な合意書を取り付ける必要がある。
 - 5)外資が出資比率 51%超の場合は、商品価値の 30%はインド現地調達の必要がある（調達に際しては、中小企業、農村産業、職人工房からの調達が望ましい）。
 - 6)外資企業については、e-commerce による単一ブランド小売りは認められない。
 - 7)申請に際しては、販売予定の商品カテゴリーを明記する必要がある。商品カテゴリーの追加は、FIPB に新規申請する必要がある。

II. マルチ・ブランド小売り

- ・インド政府は、2012 年 9 月 20 日付プレスノート 5. により、マルチブランド小売り分野において、51%までの外資を認める措置を講じた（それ以前は、全て禁止）。

1. 各州政府による選択

- ・マルチブランド小売り外資政策は、同政策の実施を各州（含む連邦直轄領）の選択に委ね

ている。従って、小売り販売店舗の開設は、同政策に同意ないし同意予定の州においてのみ認められることとなる。

- ・認められる場合でも、店舗開設は、店舗開設法など当該州の法規に従って行われる。
- ・従って、外資による店舗の開設の有無、開設場所の決定は、州政府の専管事項である。
- ・現在、外資によるマルチブランド小売りを認めている州および連邦直轄領は以下の通り。
アンドラプラデシュ州、アッサム州、デリー準州、ハリヤナ州、
ジャム・カシミール州、マハラシュートラ州、マニプール州、ラジャスタン州、
ウッタラカンド州、
(以下連邦直轄領) Daman&Diu、Dadar&Nagar Haveli

2. 追加条件(更に、以下の条件が付されている)

- 1)外国投資家による最低投資額は1億米ドルであること
- 2)初期投資投下の3年以内に、外資投入額の最低30%を後方インフラ (back-end infrastructure) に充当する。後方インフラには、前方部門 (front-end units) を除く全ての活動が含まれ、例示すれば、加工、製造、流通、デザイン改善、品質管理、梱包、輸送、倉庫関係、農業市場商品インフラ等々がある。但し、土地コストと賃貸料は含まれない。
- 3)製造・加工商品の調達額の30%は、インドの小企業から調達する。
 - ：かかる現地調達義務は、初期投資年度の4月1日から数えて5年間の平均調達額を基礎として計算する。
 - ：「小企業」とは、プラント・機械への設備投資総額が100万米ドルを超えない企業。この金額算定は、設置時点での価格により、償却はこれを勘案しない。
 - ：設備投資総額が上記額を超える場合には、当該企業は「小企業」とは認められず。
- 4)上記要件遵守の確保は企業の自己証明による。必要な場合には、当局によるチェックの対象となるので、投資家は公認会計士による会計監査を必要とする。
- 5)小売り店舗設置は、2011年国勢調査ベースで人口100万人超の都市に限定される。
 - ：都市境界から10km以内であれば、設置は認められる。
 - ：かかる店舗の位置は、都市の区画割り計画に合致し、かつ交通手段および駐車確保されるものとする。
 - ：州内に上記要件の大都市がない場合には、当該州政府は任意の都市に店舗開設を認めることができる(最大の都市が望ましい。)
 - かかる場合にも、上記の条件は準用されるものとする。
- 6)e-commerceによる小売り販売は禁止される。
- 7)果物、野菜、花、穀物、豆類、生の鶏肉、魚類、肉等、新鮮な農産物は、ブランドを付する必要はない。
- 8)農産品調達については、政府に第一優先権がある。
- 9)すべての申請は、FIPBによる政府許可の審査に先立ち、DIPPによって公表ガイドラインに合致しているかをチェックされる必要がある。

(2013年4月1日記)

(お問い合わせ先)
榎インド総合研究所
代表 榎 泰邦
E-mail yasukuni.enoki@sunandsands.com

ビベック・コーリー (ZEUS 法律事務所パートナー) 略歴

- ・1968年3月9日、デリーに生まれる。
- ・1988年、デリー大学セント・スティーブンス・カレッジ (数学科) 卒
- ・1991年、デリー大学法学部卒 (LL.B)
- ・同卒業後、法律事務所に所属し、法律実務経験を重ねる
- ・2005年、法律事務所 ZEUS (ゼウス) を設立 (ロヒット・タンドン、スニール・チャギとともに3人の共同設立者の一人)
- ・22年間に及ぶ法律実務経験を有し、ZEUS 法律事務所では、主として会社法関係、間接税、訴訟関係、規制関係を担当し、特に、企業の節税対策に幅広い経験を有する。
- ・2001~2004年の間、インド中央政府・デリー高裁パネル委員を勤めた他、以下の企業の法律顧問を勤めた。
 - インド産業金融公社 (IFCI) ~1997-2008
 - インド産業開発銀行 (IDBI) ~1997-2008
 - ICICI 銀行 ~1997-2008
 - パンジャブ・シンド銀行 (PSB) ~1996-2008
 - バローダ銀行 (BoB) ~1996-2008
- ・以下の著作例を含む多数の著作あり。ヒンドスタン・タイムズ紙に法律解説記事を不定期に寄稿している。
 - “Budget 2010-11 and its Impact on Construction of Residential Complex Services”
 - “GST The Road Map Ahead”
 - “Boarder Control Measures and the Interface with Private International Law”
- ・規制委員会など政府の各種委員会にメンバーとして参加し、政府の政策策定にも参画している。そのほか、各種講演会の講師として積極的な講演活動を展開している。



以上